

広島大学（大学院人間社会科学研究科）及び広島大学（法学部）の法曹養成連携協定の  
変更協定

広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「甲」という。）と広島大学法学部（以下「乙」という。）は、令和3年3月4日付2文科高第1080号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）において専門教育科目の必修科目を共同開講科目等で編成し、要修得単位数は51単位であったものを32単位に変更する。
- 2 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程において専門教育科目の選択必修科目を44単位分設け、要修得単位数は30単位にする。
- 3 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程の早期卒業制度において2年次申請による早期卒業候補者の要件のうち、2年次終了までの修得単位について、専門教育科目を「必修科目から34単位以上」であったものを「必修科目・選択必修科目から34単位以上」に変更する。
- 4 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程の早期卒業制度において2年次申請による早期卒業候補者の要件のうち、2年次終了までの修得単位について、専門教育科目を「必修科目以外で連携協議会が認めた科目から10単位以上」であったものを「連携協議会が認める科目から6単位以上」に変更する。
- 5 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程の早期卒業制度において2年次申請による早期卒業の認定基準のうち、「甲の実務法学専攻の入学者選抜に合格した者」であったものを「甲の実務法学専攻の入学者選抜又は認定試験に合格した者」に変更する。
- 6 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程の早期卒業制度において2年次申請による早期卒業の認定基準のうち、「全科目のGPAが6.5以上であること」であったものを「全科目のGPAが6.0以上であること」に変更する。
- 7 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程の早期卒業制度において2年次申請による早期卒業の認定基準のうち、「法学部専門教育科目の「優」以上の修得単位数が60単位以上であること。」を削除する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲  
学長（代理人）  
広島大学大学院人間社会科学研究科長  
松見 法男

乙  
学長（代理人）  
広島大学法学部長  
永山博之

<別紙>

## 広島大学大学院人間社会科学研究科及び広島大学法学部の法曹養成連携協定

広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「甲」という。）と広島大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

### （目的）

第1条 本協定は、乙の法曹養成プログラムにおける教育と甲の実務法学専攻における教育との円滑な接続を図り、法化社会化を支える共創的な学びを実践する法曹の養成を目的とする。

### （法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- （1）連携法科大学院 広島大学大学院規則第4条に規定する甲の実務法学専攻
- （2）連携法曹基礎課程 広島大学法学部細則第6条第2項に規定する乙の法曹養成プログラム（以下「本法曹コース」という。）

### （本法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

### （本法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

### （本法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、乙に在籍する本法曹コースの学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
  - （1）教育課程や学修方法に関する相談に応じ、指導及び助言を行う学修指導教員を配置すること。
  - （2）学修指導教員は、履修及び成績等の情報確認を行い、学修支援面談を年2回実施して学修状況を把握したうえで、指導及び助言を行うこと。
  - （3）授業への満足度を把握するため、年4回、学生に対しアンケートを実施して意見や意識等を調査すること。
  - （4）「学部教務委員会」及び「学部長室」については、（2）の学修状況や（3）の調査結果を把握、分析し、第6条第2項に規定する連携協議会に報告して、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと。

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- (1) 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院への進学のためのガイダンスを行うこと。
- (2) 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院における教育方法及び教育内容を体験する機会を提供すること。
- (3) 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業科目の配置及び内容について協議を行うこと。
- (4) 本法曹コースの学生に対する学修指導を行うに際し、乙に必要な助言や協力を行うこと。

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 第1項各号に掲げる事業の実施方法及び前項に定める連携協議会の運営方法については、甲と乙の協議により決定する。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- (1) 5年一貫型教育選抜 論文試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
- (2) 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、前条の規定にかかわらず、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若し

くは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースを登録、又は登録する予定の学生が、本法曹コースを修了、又は登録を解除する時、終了するものとする。

(本協定に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲

学長（代理人）

広島大学大学院人間社会科学研究科長

松見 法男

乙

学長（代理人）

広島大学法学部長

永山 博之

1. 乙の法曹養成プログラムの教育課程編成の方針

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 法曹養成プログラムでは、次の方針のもとに教育課程を編成し、実践する。<br>・1年次には教養教育科目を中心に履修しつつ、専門基礎科目を履修し法学部提供のプログラムへと導入する。<br>・2年次にはプログラムを選択し、法律系を中心とした専門科目（基本科目）、専門科目（関係科目）の履修や「基礎演習」への参加を通してプログラムの到達目標を達成するための基礎固めをし、早期卒業に向けて発展的な学修をする。<br>・3年次には早期卒業を目標として、専門演習に参加するとともに、法科大学院の入学前に身に付けておくべき能力を満たすための学修をする。<br>・早期卒業等をしなかった場合、4年次には、専門演習に参加するとともに、各分野の専門科目（関係科目）を履修することによって、法・社会の問題分析や課題解決を提案する応用能力を涵養する。<br>・学修の成果は、各科目を別紙2の成績評価の基準によって評価する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| このたび、上記ポリシーに基づくこの教育課程の編成、実践をさらに充実化させるため、以下の方策を講じる。<br>・1年次には、教養教育科目を中心に履修しつつ、専門基礎科目（憲法・統治及び民法総則）を履修することで法学部提供のプログラムへと導入する。また、法科大学院教員による法曹養成基礎において具体的な法律の思考方法や論じ方の手ほどきを受けることで、2年次への橋渡しとする。<br>・2年次には、学部法律系を中心とした専門科目（法律基本科目）、専門科目（関係科目）を履修し必要な専門的学識を得る。また、「基礎演習」への参加を通してプログラムの到達目標を達成するための基礎固めをするとともに多方向の学習形態を実践する。<br>・2年次から3・4年次にかけて、学部授業で一定の法的知識を学修済みであることを前提に、「法曹になるために必要な専門的学識」に達するために法科大学院教員による法曹養成に特化した必修科目を提供する。さらに、これらの科目では、「紛争解決の場面に応用し、状況に応じて柔軟かつ適切に運用できる思考力と判断力」を培うために少人数・双方向・多方向授業を採用し、実務を意識した法的思考及び論述能力を磨き、分野横断的な複合論点などで思考力を磨き、要件事実論の基礎にも触れることで、法曹コース終了までに法科大学院1年次で獲得すべき水準の知識と技能の修得を可能とする科目を提供する。先行する法学部教員による各科目と法科大学院教員による共同開講科目の両方によって冒頭の目標の達成を目指す。<br>・3年次で早期卒業等をしなかった者に対しては、4年次には、専門演習、各分野の専門科目を提供することによって、法・社会の問題分析や課題解決を提案する応用能力を涵養する。なお、早期卒業をしない者に対しては、基礎演習1から4（法曹）、民法6（法曹）、刑事訴訟法（法曹）、民事訴訟法（法曹）は4年次の履修を指導することで法科大学院教育との接続を確保する（その他の科目も3・4年次に分けて履修するように指導する）。 |  |

2. 乙の法曹養成プログラムの教育課程

| 学年 | 学期 | 必修科目       |     | 選択必修科目  |           | 選択科目          |     |
|----|----|------------|-----|---------|-----------|---------------|-----|
|    |    | 科目名        | 単位数 | 科目名     | 単位数       | 科目名           | 単位数 |
| 1年 | 前期 |            |     | 法学基礎    | 2         |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    | 後期 | 法曹養成基礎     | 1   | 統治システム論 | 2         |               |     |
|    |    |            |     | 民法総則 1  | 2         |               |     |
| 2年 | 前期 |            |     | 民法総則 2  | 2         |               |     |
|    |    | 憲法 1（法曹）   | 2   | 基本的人権 1 | 2         | 基礎演習（公法）      | 2   |
|    |    | 民法 1（法曹）   | 2   | 基本的人権 2 | 2         | 基礎演習（私法）      | 2   |
|    |    |            |     | 物権法 1   | 2         | 基礎演習（政治学・社会学） | 2   |
|    |    |            |     | 物権法 2   | 2         | 外国書講読         | 2   |
|    |    |            |     | 契約法     | 2         | 国際法 1         | 2   |
|    |    |            |     | 親族法     | 2         | 法哲学           | 2   |
|    |    |            |     | 相続法     | ※1        |               |     |
|    |    |            |     | 会社法 1   | 2         |               |     |
|    | 後期 |            |     | 会社法 2   | 2         |               |     |
|    |    |            |     | 刑法総論    | 2         |               |     |
|    |    | 憲法 2（法曹）   | 2   | 債権総論 1  | 2         | 法制史           | 2   |
|    |    | 民法 2（法曹）   | 2   | 債権総論 2  | 2         | 国際法 2         | 2   |
|    |    |            |     | 不法行為法   | 2         | 法社会学          | 2   |
|    |    |            |     | 刑法各論    | 2         |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
| 3年 | 前期 | 民法 3（法曹）   | 2   | 刑法応用    | 2         | 行政法 1         | 2   |
|    |    | 民法 4（法曹）   | 2   | 民事訴訟法 1 | 2         | 行政法 2         | 2   |
|    |    | 刑法 1（法曹）   | 1   | 民事訴訟法 2 | 2         | 税法 1          | 2   |
|    |    | 刑法 2（法曹）   | 1   | 刑事訴訟法   | 2         | 税法 2          | 2   |
|    |    | 会社法 1（法曹）  | 1   |         |           | 労働法           | 2   |
|    |    | 基礎演習 1（法曹） | 1   |         |           | 国際私法          | 2   |
|    |    | 基礎演習 2（法曹） | 1   |         |           | 国際取引法         | 2   |
|    |    |            |     |         |           | 法社会学応用        | 2   |
|    |    |            |     |         |           | 演習 1          | 2   |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    | 後期 | 民法 5（法曹）   | 2   |         |           | 商取引法          | 2   |
|    |    | 民法 6（法曹）   | 2   |         |           | 労働組合法         | 2   |
|    |    | 刑法 3（法曹）   | 1   |         |           | 刑事政策          | 2   |
|    |    | 刑法 4（法曹）   | 1   |         |           | 民事執行・保全法      | 2   |
|    |    | 民事訴訟法（法曹）  | 2   |         |           | 倒産処理論         | 2   |
|    |    | 刑事訴訟法（法曹）  | 2   |         |           | 演習 2          | 2   |
|    |    | 会社法 2（法曹）  | 1   |         |           |               |     |
|    |    | 会社法 3（法曹）  | 1   |         |           |               |     |
|    |    | 基礎演習 3（法曹） | 1   |         |           |               |     |
|    |    | 基礎演習 4（法曹） | 1   |         |           |               |     |
| 4年 | 前期 |            |     |         |           | 演習 3          | 2   |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    |    |            |     |         |           |               |     |
|    | 後期 |            |     |         |           | 演習 4          | 2   |
|    |    |            |     |         | 紛争解決と法曹実務 | 2             |     |
| 合計 |    | 32(8)      |     | 30(24)  |           | ※2            |     |

※1 この中から30単位以上の修得が必要  
※2 必修科目及び選択必修科目を含む専門教育科目を82単位以上、教養教育科目を32単位以上の修得が必要  
※3 上記表の合計単位数に加え、次のとおり合計10単位以上の修得が必要  
    (1)教養教育科目のうち、上記表の合計単位数を超えて修得した単位  
    (2)専門教育科目のうち、上記表の合計単位数を超えて修得した単位  
※4 科目名に「（法曹）」が付いている科目は、共同開講科目

## 乙の法曹コースにおける成績評価の基準

### 1. 成績評価の基準表

| 評価                    | 成績の表示 | 評価の割合                  |
|-----------------------|-------|------------------------|
| 100－90                | 秀     | 10％以内                  |
| 89－80                 | 優     | 20％程度<br>(秀と合わせて30％程度) |
| 79－70                 | 良     | 40％程度                  |
| 69－60                 | 可     | 30％程度                  |
| 59－0                  | 不可    |                        |
| 授業出席回数不足,<br>または試験未受験 | 欠席    |                        |

※「成績の表示」の評語は設定していない。

### 2. 成績評価の厳格化

- (1) 成績評価は、絶対評価とする。
- (2) 授業担当教員は、成績評価の厳格化の観点から、授業目標や成績評価の方法等、成績評価に関する情報をシラバスに明示するものとする。
- (3) 授業担当教員は、試験の難易度や成績評価に占めるその比重等を設定するときは、「秀」が極めて優秀な成果を修めている学生に与えられる成績評価であること、奨学金の給付やプログラムの選択等、学生に与える影響が大きいことに鑑み、受講者全体に占める「秀」の割合が目安として10％以内となるよう努めるものとする。
- (4) 前号に定めるもののほか、「秀」以外の割合についても、1. の基準表における評価の割合を標準とし、著しいものとならないよう努めるものとする。
- (5) (3) 及び (4) にかかわらず、次のいずれかに該当する科目については、原則として評価の割合に関する適用対象から除外するものとする。

イ 受講者数がおおむね20人以下の授業

ロ 習熟度に応じて編成する授業

ハ 演習、実験、実習又は実技による授業

ニ その他成績評価の偏りに相応の理由があると法学部教務委員が認める授業

### 3. 平均評価点(GPA: Grade Point Average)

算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。

乙の法曹養成プログラムを登録の学生を対象とする早期卒業制度

◆履修上限を超えての科目の履修について

○ 2年次以下の学生

1学期に履修することができる単位数の上限は24単位とする。

ただし、休業期間中の集中講義の単位、教職に関する科目、放送大学及びインターンシップの単位は含めない。

【申請できる基準】

当該学期に24単位以上修得し、秀及び優の単位の比率が80%以上であること。

【申請による履修可能単位数】

申請により、次学期に上限を超えて28単位まで履修することができる。

○ 3年次以上の学生

1学期に履修することができる単位数の上限は32単位とする。

◆早期卒業について

以下のⅠ．またはⅡ．により、修業年限3年以上で卒業することができる。

Ⅰ．2年次申請による早期卒業

【早期卒業候補者】

2年次終了（休学期間なし）までに次の要件を満たす見込みの者について、2年次の1月末日までに早期卒業候補者申請書を提出することにより、選考を経て、早期卒業候補者とする。

- ・甲の実務法学専攻に進学を志望する者
- ・修得単位について、次の要件をすべて満たす者
  - ・教養教育科目の卒業要件単位をすべて修得していること。
  - ・専門教育科目を必修科目・選択必修科目から34単位以上修得していること。
  - ・専門教育科目を連携協議会が認める科目から6単位以上修得していること。

参考：履修（修得単位）モデルケース

| 年 次 | 教 養 | 専 門<br>(必修) | 専 門<br>(選択必修) | 専 門<br>(関係) | 自主選択枠 | 総修得数 |
|-----|-----|-------------|---------------|-------------|-------|------|
| 1年次 | 32  | 1           | 8             |             |       | 41   |
| 2年次 |     | 8           | 22            | 6           | 4     | 40   |
| 3年次 |     | 23          | 4             | 10          | 6     | 43   |
| 計   | 32  | 32          | 34            | 16          | 10    | 124  |

【早期卒業の認定基準】

上記の早期卒業候補者のうち、次の要件をすべて満たす者について、3年次後期の卒業判定の対象とし、認定する。

- ・甲の実務法学専攻の入学者選抜又は認定試験に合格した者
- ・3年以上在学し、かつ、所定の卒業要件単位をすべて修得していること。
- ・全科目のGPAが60以上であること。

Ⅱ．3年次申請による早期卒業

【早期卒業候補者】

次の【早期卒業の認定基準】を満たす見込みの者について、3年次の10月末日までに早期卒業候補者申請書を提出することにより、早期卒業候補者とする。

【早期卒業の認定基準】

上記の早期卒業候補者のうち、次の要件をすべて満たす者について、3年次後期の卒業判定の対象とし、認定する。

- ・3年以上在学し、かつ、所定の卒業要件単位をすべて修得していること。
- ・全科目の総修得単位数のうち、「優」以上の修得単位数の比率が90%以上であること。

乙の法曹養成プログラムを修了して甲の実務法学専攻に入学しようとする者を対象とする  
入学者選抜の方法

(1) 5年一貫型教育選抜

- ・募集人員：4名
- ・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者  
(甲が法曹養成連携協定を締結した全ての連携法曹基礎課程の修了予定者を含む)
- ・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラムを修了見込みであること
- ・出願書類：以下に掲げる書類とする。
  - ①入学願書, ②成績証明書, ③法曹コース修了見込み証明書, ④志望理由書, ⑤その他,  
甲の募集要項において提出を求める書類等
- ・合否判定の方法：  
合否判定は、論文試験を課さず、書類審査により実施するものとする。  
書類審査は、法曹コースにおける必修科目の成績その他提出書類の評価にて行うものとする。

(2) 開放型選抜

- ・募集人員：4名
- ・対象者：乙の法曹養成プログラム修了予定者及び他大学が設置する法曹コース修了予定者
- ・出願要件：出願時の年度末をもって、乙の法曹養成プログラム又は他大学が設置する法曹コースを修了見込みであること
- ・出願書類：以下に掲げる書類とする。
  - ①入学願書, ②成績証明書, ③法曹コース修了見込み証明書, ④志望理由書, ⑤その他,  
甲の募集要項において提出を求める書類等
- ・合否判定の方法：  
憲法、民法、刑法の3科目の論文試験を課して、選抜を実施するものとする。  
合否判定は、論文試験の成績に、法曹コースにおける成績、その他の提出書類の評価を付加して行うものとする。